

(様式3)

会議の要旨（議事録）

会議の名称	鳥栖市障害者福祉計画 第1回策定委員会		
開催日時	平成27年9月28日	開催場所	鳥栖市役所1階第2・第3会議室
出席者数	14人	傍聴人数	0人
議題	① 第4期鳥栖市障害者福祉計画の策定について ② 障害者福祉計画アンケート及び関係団体等ヒアリング ③ 障害者福祉計画の策定スケジュール(案)等について ④ 第3期鳥栖市障害者福祉計画の分析及び評価について		
配布資料	第4期鳥栖市障害者福祉計画の策定について	資料1	
	障害者福祉計画アンケート及び関係団体等ヒアリング	資料2	
	障害者福祉計画の策定スケジュール(案)等について	資料3	
		～5	
	第3期鳥栖市障害者福祉計画の分析及び評価について	資料6	
所管課	(課名) 社会福祉課 (電話番号) 0942-85-3642		

事務局：本日は、ご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。私は、本日の進行を務めさせていただきます、社会福祉課長の岩橋でございます。よろしくお願いいたします。それでは、ただいまより、第1回鳥栖市障害者福祉計画の策定委員会を開催いたします。なお、会議録作成のために、会議の内容を録音させていただきますことにご了承をお願いします。また、本委員会は、鳥栖市付属機関等の会議の公開に関する要綱第3条第1項の規定により、原則公開されるものとなっております。従いまして、今後の会議におきまして、傍聴希望者等がいれば傍聴させることとなりますが、本日の傍聴希望者はございませんでした。それでは、会議次第2、委嘱状の交付について、でございますが、本来ならば市長より各委員様一人ひとりにお渡しするところでございますが、時間の都合上、委嘱状につきましては、各委員の卓上にそれぞれ配布させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。次に市長からご挨拶を申し上げます。

市長：今日は、障害者福祉計画策定委員会にご出席いただきましてありがとうございます。今、第3期の計画にのっとり福祉行政を進めておりますが、平成28年度から始まります第4期の計画を策定していくということでお集まりいただいているところでございます。平成25年から障害者総合支援法というのが施行されておりますし、来年の4月からは障害者差別解消法ということで新たな法律の施行も予定をされております。一般的な認識としましては、障害を持つ人もそうでない人も、それぞれの存在を尊重しつつ、かつ自立をして社会参画をしていただく、そこが自然に流れる社会をどう作っていくのかということだろうという認識をしております。なかなかやはり就業の面では難しい面もございますけれども、そこはそれぞれが理解を深めることによって、なんとか乗り越えていくことを続けなければいけないと思っております。おかげさまで鳥栖の場合には、様々な業種の企業のご進出をいただいております。来たる10月1日から「テレワーク」という新しい働き方の実証実験をしようと思っております。全国で15か所採択頂きまして、九州では3か所採択をいただいております。10月10日に開所式を行うことになっております。ご承知の方もいらっしゃると思いますが、本通町交差点付近に事務所を借りておまして、いろんな企業や佐賀大学、久留米大学、佐賀県、鳥栖市というところが手を携えて新しい働き方を模索しようということです。これは、働く場所とか時間とかに縛られずに働こうということでございます。そういう意味では障害を持った方についても全然違う切り口での働き方を考えることができるのではないかとこの風を考えております。新しい働き方のモデルを提示できればと考えております。来年からの障害者福祉計画でございます、さまざまな立場の方にご参加いただいておりますので、ご意見を賜りながらより充実した質の高い計画にできればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：ありがとうございました。なお、市長は公務がございますので、ここで退席とさ

せていただきます。それでは、会議次第4に基づき、本日お集まりいただきました委員の皆様のご紹介をさせていただきます。まずは、学識経験者から公益社団法人佐賀県社会福祉士会 専務理事・事務局長の田代 勝良様でいらっしゃいます。次に保健医療団体の代表者として医療法人 正友会 松岡病院 理事長の松岡 正二様でいらっしゃいます。次に障害者団体の代表者として、鳥栖市身障者福祉協会 会長の小椎尾 嘉明様でいらっしゃいます。同じく鳥栖市手をつなぐ育成会 会長の牧崎 茂様でいらっしゃいます。同じく鳥栖・三養基地区精神障害者家族会 副会長の久石 祥浩様でいらっしゃいますが、本日は所要のため、欠席となっております。次に福祉サービス事業者の代表者として、社会福祉法人 若楠 若楠療育園 事務長の佐藤 栄子様でいらっしゃいます。同じく社会福祉法人 あさひ会 朝日山学園 施設長の高取 正徳様でいらっしゃいます。同じく鳥栖・三養基地区総合相談支援センター 理事長の高尾 一弘様でいらっしゃいます。次に当事者の代表として、しょうがい生活支援の会 すみか 代表理事の芹田 洋志様でいらっしゃいます。次に教育機関の代表者として、鳥栖基山地区校長会 田代小学校校長 島 孝彦様でいらっしゃいます。次に公共団体等の代表者として、鳥栖保健福祉事務所 所長の川久保 弘二郎様でいらっしゃいます。同じく鳥栖市社会福祉協議会 会長の小石 正明様でいらっしゃいます。同じく鳥栖公共職業安定所 所長の富田 洋子様でいらっしゃいます。次に、鳥栖市区長連合会 会長の増田 悟様でいらっしゃいます。同じく鳥栖市民生委員児童委員連絡協議会 副会長の古賀 芳子様です。以上、15名の委員でございます。ここで、事務局の紹介をさせていただきます。健康福祉みらい部長 篠原でございます。社会福祉課長 私、岩橋でございます。障害者福祉係長 緒方でございます。障害者福祉係 前間でございます。ここで、本日の委員会の成立について、ご報告申し上げます。鳥栖市障害者福祉計画策定委員会設置要綱第5条第2項の規定により、本委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない規定となっております。本委員会の委員定数は15名でございます。本日の出席委員は14名でございますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。それでは会議次第5に移ります。本委員会の会長・副会長の選出でございます。鳥栖市障害者福祉計画策定委員会設置要綱第4条に基づき、委員の互選により決定していただきたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

委員：互選といってもなかなか難しいと思いますので、事務局の方から何か案がありましたら、お願いします。

事務局：会長・副会長の推薦について事務局の案というご意見がありました。いかがでしょうか。

一同：——了承——

事務局：ありがとうございます。それでは、事務局案といたしまして、会長に田代 勝良委員、副会長に小椎尾 嘉明委員を推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。

一同：——了承——

事務局：ありがとうございます。会長に田代 勝良委員、副会長に小椎尾 嘉明委員が全員一致で選任されました。それでは、田代会長、議事に入る前に、会長から一言、ご挨拶をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

会長：みなさん、こんにちは。ただいま会長の役をおおせつかりました社会福祉士会の田代と申します。早いもので、今回は第4期の障害者福祉計画、長期計画で来年度以降の運営に係る計画です。先ほど市長さんの話にもあったように 来年度から差別解消法が施行されます。鳥栖にお住いの障害者の方々が住みよいまちづくりを目指して、この計画が実行性のあるようになっていけばいいなと思っております。私も最後のお役に立てればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

事務局：ありがとうございました。それでは、議事に入らせていただきますが、鳥栖市障害者福祉計画策定委員会設置要綱第5条により、会長が議事を務めることになっておりますので、会長よろしく願いいたします。

会長：それでは、議題①第4期鳥栖市障害者福祉計画の策定について、事務局の方から説明をお願いします。

事務局：それでは説明させていただきます。 ～ 資料①、④、⑤の説明、別紙のとおり ～

会長：ありがとうございました。ただいま、事務局の方から説明がありましたが、ご意見、ご質問があればお願いします。

委員：資料6では啓発や広報、地域福祉とか書いてあるが、基本方針の中には入っていないんですね。

事務局：この分につきましては、1～9までにつきましては国が定めています第3期の基本計画を踏まえて大枠であげさせていただいております。障害のある人に対する理解のための啓発については必要だと思っておりますので、この中に盛り込んでいく方向で考えております。

会長：施策を進めていくためには障害のある人に対する理解がないといけませんからね。ありがとうございました。他に、よろしいでしょうか。

次に議題②障害者福祉計画アンケート及び関係団体等ヒアリングについて、事務局の方から説明をお願いします。

事務局：それでは説明させていただきます。 ～ 資料②の説明、別紙のとおり ～

会長：アンケート調査を自治体がされるということで、3障害の手帳所持者2,000名を対象に10月の1か月間で行うということです。あと、関係団体等ヒアリングもされるということで、この件に関していかがでしょうか。

委員：5年前もアンケートを実施されている、ということですが、アンケートの内容は前回の計画に掲載されているものと同じものをされるのですか。

事務局：5年前と意識がどういう風に変わってきているかの比較が必要な部分につきましては、前回の調査を基にしております。また、制度が5年間で変わってきているところもあり、障害者差別解消法ですとか新たな制度も加わってきますので、変わった部分については、内容の追加を行っていきたいと考えております。

会長：他にございますでしょうか。それでは、次に、議題③障害者福祉計画の策定スケジュール（案）等について、事務局の方から説明をお願いします。

事務局：それでは説明させていただきます。 ～ 資料③の説明、別紙のとおり ～

会長：ただいま、事務局の方から説明がありましたが、ご意見、ご質問があればお願いいたします。ないようでしたら、今日のメインの議題になると思いますが、議題④第3期鳥栖市障害者福祉計画の分析及び評価について、事務局の方から説明をお願いします。

事務局：それでは説明させていただきます。 ～ 資料⑥の説明、別紙のとおり ～

会長：ただいま、事務局の方から説明がありましたが、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

委員：災害時に障害者を受け入れる障害福祉施設を3施設確保した、とありますが、具体的にどこでしょうか。

事務局：具体的には、平成26年4月から開設した若楠の児童発達センターと、平成25年度に新しく建物を建てられたグループホームのてらすやぶ、コスモス夢工房に施設を使わせていただくこととなります。もし災害があった場合は市の避難場所で障

害児通園施設のひかり園や、高齢者福祉施設、あとは、社会福祉協議会等がありますが、そこだけで受け入れが出来なかった場合に部長から要請をして受け入れていただく方向で考えております。

委員：あと、災害があった時に避難する一次避難場所、二次避難場所という形で流れていくと思いますが、一次避難場所というとおそらく町ですよ。町との連携とかは考えているんですか。

事務局：防災部局と話をさせていただいております、鳥栖市防災計画の中に障害福祉施設の3施設について名称を資料編の中に追加していただくことになっております。やりとりにつきましては、どうしても連携が必要になりますので、今後、防災部局とも密に連携をとりながら実際に大規模な災害があった場合、どういう流れが一番スムーズかというところについては検討していただきたいと思っております。

会長：他にございませんでしょうか。

委員：防災の場合、高齢者や独居の人は一覧を作って、そこにネットを組んでみんなで見守りを行っていますが、障害者の場合は、個人情報だからと出てこない。本当の災害の時には地域で助け合うと思う。そういう意味で市が障害者の情報を私たちにくれないのは、個人情報でしょうけど、民生委員も大したことは出来ませんが、高齢者みたいに連携がとれば良いと思います。

事務局」確かに、ご指摘いただいたところが一番の問題点だと思っております、避難行動要支援者台帳につきましては、身体障害者手帳の1級、2級ですとか、精神障害者保健福祉手帳の1級をお持ちで単身世帯の方などが対象になりますが、今後、対象者に呼びかけを行って地域に情報を提供していいかの同意をいただいたり、あとは、避難が必要なときに、まず誰に連絡をとった方がいいのかということも整備を行っていきたいと考えております。現状であっても、生命の安全を確保するために必要な場合は、情報についてはお出ししていいようになっていますが、障害に対する情報につきましては、障害をお持ちの方の中には出していただきたくない、と思われている人もいらっしゃいますので、時間はかかるとは思いますが、一人一人台帳の整理を進めていきたいと考えております。

会長：他にございませんでしょうか。

委員：移動支援のところですが、外出介護であったりタクシーの割引等ありますが、それは自分で判断ができてここに行きたいという意思がある方が利用するものであって、自分で判断ができない方にとっては、親や家族が送迎できない等の理由で福祉有償

運送サービスを利用されるんですけども、福祉有償運送サービスの部分がもう少しうまく回れば、そういうところで外に出る機会を作っていかないと、という声を聴くことがあります。あと、ホームヘルパーが障害をお持ちの方に対して理解が不足していることによって、なかなかうまくいっていないところもあるという話も聞きます。

事務局：今、ご指摘いただいた件ですけども、去年の障害福祉計画を策定する時に、平成29年度を目標といたしまして、地域生活支援拠点の整備が必要であるというのが国の方で指針を示されてまして、今、自立支援協議会の中で、今自分たちがサービスを受けたりするときにどういうところが足りないのかという問題点の洗い出しを各部会で行っております。その中で、精神部会だったと思いますが、先ほどお話にありました福祉有償運送サービスの話が出てきてます。現在、鳥栖圏域で4事業所があるんですけども、たとえば、朝、特別支援学校に仕事の関係で急にお子さんを送れなくなったという時に、福祉有償運送サービスを頼もうと思ってもなかなか急な対応ができない、というご意見もいただいております。また、ヘルパーの質についても圏域内でいろいろ研修とかを含めてやっていく必要があるのではないかという意見もでております。そういうところを今、自立支援協議会の部会の中で洗い出しをして、来年度どういうことが鳥栖市に必要なかを検討していく自立支援協議会の下部組織みたいな会を作っていきたいと考えております。福祉有償運送サービスについては、なかなか収益が出ないという話も聞きますので、どういうところが改善できればよいのか、そういうところも含めて自立支援協議会の全体会の中でもこういう課題が圏域内であるということを通して課題解決に努めてまいりたいと考えております。

会長：ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

委員：障害児の早期発見のところですが、鳥栖市さんは本当に健診とかでよく細かいところまでみているので障害として表れているところも対応していただいているんですけども、その後の療育というところで、児童発達支援の受け入れがパンパンに膨れ上がっていて、なかなかその事業所だけでは賄えないような状態になっています。こどもの頃の部分での連携がどうしても必要であったりとか、学校の教育関係の方達との連携であったりだと思うんですが、保育所等訪問支援とか児童発達支援事業所が行ったりするんですが、実際に行った時に、なかなか理解が得られなくて、たとえば学校の授業中に来られるとちょっと困るとか、親御さんとの連携の中で、あまりはっきり言ってもらいと困る、ということがあったりします。

事務局：ご指摘いただいたように、連携というのは大変重要なことだと考えております。また、保護者の方の不安というところも療育の現場とかでもかなり聞いています。

保護者についても、たとえば友達とかに話が出来なくて自分一人で考えてしまったり、自分の殻に閉じこもってしまうことでストレスが溜まったりして、それがひいては子どもの療育とかにも悪い影響を与えてしまうことも考えられます。鳥栖市では障害をお持ちのお子さんがいらっしゃったりする方の不安ですとか悩みとかの話をする場を月に1回ほっとスペースという場を設けています。そこには、専門の臨床心理士の先生が入っていただいて、保護者の不安や悩みを上手に引き出して解決できるような流れを作っています。また、当事者の方もやはり就労とか、あとは就労には至らず社会参加したいけどできない、そういう悩みがあったりとか、そういうことを話す場も設けています。また、保育所や学校との連携につきましても、自立支援協議会の中に療育システム協議会というのを作っておりまして、その中で児童発達支援の事業所や放課後等デイサービスの事業所、特別支援学校、特別支援学級、学校教育課などに入っていただいて、事例の検討ですとか問題点の洗い出しをやっております。今後もそういう連携についてももっと力を入れていく必要があると考えております。あとは、就学に移行する時に教育委員会と児童発達支援の事業所などとの連携については、協議会とかを通じまして問題点を洗い出して解決に努めてまいりたいと考えております。

会長：1歳6ヶ月健診とか3歳児健診とかは障害児の早期発見にとって非常に大事なことだと思いますが、受診率も100%ではなくて、未受診者の方にそういう子がいるとも言われています。発達障害の対策も含めてやっていくといいと思います。ここに書いてもいいと思いますが、乳児家庭の全戸訪問事業ってあるでしょ、生後4か月までの新生児の家庭全部を訪問して状況を把握していく、訪問型の事業。佐賀市だけなのかな。そういうのもぜひ取り入れていただいていた方がいいんじゃないでしょうか。

事務局：母子推進委員が1歳6ヶ月健診や3歳児健診とかでひっかかって、繋がっていない人のところに指導に行ったり、社会福祉課の事業として巡回相談支援というのを行っています。保育園や幼稚園などに専門の先生を派遣いたしまして、発達の遅れがあるんじゃないだろうと思われる児童に、どういう指導をしていいかわからない、そういう先生の悩みとかを専門的な立場から指導しています。昨年度でいくと、だいたい年間で138回で20施設回っていただいています。その中で、保護者から直接、児童の障害について専門の先生に相談があった場合は、関係機関に繋いで行っています。この分は保育園からも評判がよくて、この事業はずっと続けてほしいと、言われているところでございます。

会長：ありがとうございました。他にございませんでしょうか。

委員：これまでの計画の評価というところから少し外れてしまうかもしれませんが、差別解消法が施行されるということで、合理的配慮がこれから必要になるので次期計画

をされる前か、計画になったほうがいいだろう、ということを考えると、佐藤委員からもご指摘があったような早期発見の療育というところの続きとして、せっかく障害特性について課題が見つかって、そこに対する支援がある先に、地域の中でその子どもたちが暮らしていけるようにということを考えると、学校教育の中でどのように子どもたちを受け入れていけるかという視点は必要かなと思います。たまたま今日、愛知のイベントの記事を見ていたら、障害のある子どもの通常学級における特別支援教育の在り方、そもそも特別支援学級ではなく、通常学級の中で、鳥栖市にも発達障害にあたるお子さんはたくさんいらっしゃいますので、そこら辺を視野に含めたような次期の計画にさせていただくと、先ほどまでの話と合わせて受け皿が広くなると思います。地域の資源を増やすわけではなく、いろんなことがあったほうがいいのかなと思うのが1点。あと、逆にタクシー会社さんがヘルパーの資格を取っています、というのを売りにされていることもあったりするので、タクシー会社さんとかのそういう知識を持った人を増やすような取組を今回の計画にも盛り込んでいただけると、たぶん鳥栖市はすごく障害福祉を頑張っていたいていると思うので、これ以上福祉の中でやっていくというのも予算的にもきつと限界があるだろうなと思う時に、まちづくりであったり、防災であったりの中に障害に対する配慮もぜひ含めて下さい、というような計画になるといいのかな、と思って発言させていただきました。今のままでこういうところが足りないよね、さらにこういうサービス必要ですよ、とか言ってしまいたくなるので、そればかりだとやれないかな、と思うので、ぜひ実行性のある計画にするために他分野のところと連携していきながら、というようなところを盛り込んでいただければ、と思います。

事務局：ご指摘いただいたようにタクシー会社で言いますと、タクシー料金の助成の制度を作っております、鳥栖で言うと、1年あたり36枚の基本料金が割引になる利用券をお渡ししております。この利用券は、県内で言うとだいたい平均で20枚くらいの市町が多く、鳥栖は増やしている方ではあります。ただ、ご指摘いただいたようにタクシー会社が障害に対してどれだけの理解があるのか、また、どういった対応をしているかまでは把握していないのが現状です。今後、どういう対応が必要かということもタクシー会社さんに周知をしていきたいと思っております。あと、愛知の方で通常学級における特別支援教育に力を入れているということですので、また資料とか後ほど見せていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

会長：ありがとうございます。他に、何かありますでしょうか。ないようですので、私の方から1点。1ページ目の2つ目の○に『地域の実情に応じた地域生活支援事業の充実については、平成26年度より、成年後見制度利用支援事業を予算化し、』とありますが、僕はここは評価されるころだと思います。市長申立の費用であるとか、後見人がついた場合の報酬であるとかということが予算の対象になると思いますが、1度予算化したら、被後見人さんがお亡くなりになるまでは報酬はずっと予算化し

ないといけないから、なかなか大変といえば大変なところです。そこを予算化した鳥栖市は1歩も2歩も前進したと思います。しかし、というか、さらに、というか、実はこれはですね、平成12年度に介護保険が始まった時にこういったことが必要になってくるので、今後こういう利用支援事業をしていくためにはその後、市長申立を行った人で所得が低い人に対しては、こういうことをしていきましょうという要綱ができて、これに基づいて要綱を定めていて、今のところその要綱に基づいて予算化されております。平成18年か平成19年に厚生省が通知いたしまして、市長申立だけのケースではなくて、実際に後見人をしている第三者後見等の中で所得の低い人については、市長申立に限らず、対象としていいですよ、ということが改正されているんですね。そこの改正したところを、20の市町の方で改正したところがまだ半分くらいしかなくて、前のままになっている。たとえば、極端に言えば鳥栖市のケースでも、生活保護を受けながら、第三者後見の成年後見人がいるけれども、その方から報酬をとってしまえば最低生活費が下がるわけですから、それは絶対にできないから無報酬でずっとやっているんですね。だから、こういうケースはやはりおかしい訳であって、もう改正して市長申立じゃなくても低所得者の場合はよろしいとなっているので、ぜひともそこをもう一步改正していただいて、平成28年度からはそういう対象者も検討できるように要綱の改正をご検討いただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

他にありませんか。今回ですね、鳥栖市もずいぶん努力していただいて、かなり実績もあがってきているのはおわかりだと思いますが、平成28年度からはそれを踏まえてさらなる充実した内容、障害者の方の就労、社会参加、そういったところの中でやはり合理的配慮をきちんとしていくということになっておりますから、計画の中に盛り込んで鳥栖市の障害者福祉計画は佐賀県でも最も進んだ計画だといわれるようになっていただきたいな、と思っております。次にその他でございますが、事務局から何かあればお願いします。ないようであれば、以上をもちまして本日の議事はすべて終了いたしました。議事運営にご協力いただきまして、ありがとうございました。

事務局：長時間にわたり慎重にご審議をしていただき、ありがとうございました。これをもちまして、本日の第1回鳥栖市障害者福祉計画策定委員会を終わらせていただきます。次回は11月下旬を予定しております。ご案内は別途送付いたします。お疲れ様でした。